

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 5 月 29 日

新潟市監査委員	古 俣 泰 規
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和 7 年度第 2 期財政援助団体等監査結果報告（令和 8 年 3 月 27 日 新監査公表第 17 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
6・7	新潟市 土地開発公社 財務部 用地対策課	(3)意見 公社は、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人であり、本市等の依頼に基づく公共用地等の先行取得と、依頼元が買取するまでの間における当該用地の管理を役割としている。公社設立当初の地価上昇が続く状況においては、先行取得により地価が安価な時に土地を取得できるというメリットがあったが、バブル経済崩壊後の地価が下落する状況においては、公社が土地の先行取得をするメリットは無くなり、平成 23 年度には解散する方針が示された。 しかし公社は、本市による保有地の買取を解散の前提としているが、買取が進まないため、長期間保有し続けている土地の処分について先行きが見通せないものがあり、解散の時期を明確に定めることができないとしている。 これら長期保有地のうち、簿価の大半を占める新潟駅周辺整備事業用地については、事業の進展により大幅な解消を見込むことができるものの、都市計画道路新津新町・大久保線事業用地及び都市計画道路秋葉程島整備事業用地については、具体的な動きはなく、買取にかかる予算措置がされない状況が続いている。また、地域環境保全林整備用地は、平成 8 年に取得した阿賀町の山林であるが、土地が 2 か所に分かれている上、急峻な地形で、具体的な事業計画が定まっていない。これらの土地について、本市は期限を定めて買取する旨の協定書を公社と取り交わしているが、新潟駅周辺整備事業用地を除いては、具体的な見通しが無いまま、繰り返し協定書の買取期限が延期されて現在に至っている。 前述のとおり、公社は本市の依頼に基づい	ご意見のとおり、保有地の適切な利活用等の検討を行うとともに、将来的な公社解散に向けて、新潟駅周辺整備事業などの進捗を見ながら、他都市の解散事例を研究し、また、関係課を交えた情報共有や課題の整理を進めていきます。

		て公共用地等の先行取得を行ってきたことから、長期保有地が存在し続けることは、本市の方針に起因するものであり、公社としては本市の動向を注視するほかない。しかし、このような状況下においても、公社は保有地貸付事業等でより多くの収益確保を検討し、財政的自立を図りながら、他自治体における土地開発公社の解散事例を研究するなど、解散に向けたスキームを構築していかなければならない。そして本市は、長期保有地の解消に向け、責任をもって今後の方針を決定し、問題の解決に取り組むよう望むものである。	
--	--	--	--